

第1 目的

この要綱は、調布市内に所在する介護サービス事業所で就業する者に対し、介護業務に係る研修受講等に要する費用を補助する介護サービス事業者を支援することにより、介護人材の確保、育成及び定着を図り、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業者 介護保険法（平成9年法律123号）第115条の32第1項に規定する者をいう。
- (2) 介護サービス事業所 介護サービス事業者が運営し、調布市内に所在する介護サービスを提供する事業所をいう。
- (3) 介護従業者 介護サービス事業者に直接雇用される者のうち、交付申請時点において介護サービス事業所で就労している者をいう。

第3 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する介護従業者に係る第4に規定する補助対象経費を負担・支援した介護サービス事業者とする。ただし、この補助金と同種の補助金、他の公的な制度による助成等の交付を受けている又は受けることを予定している場合は、補助対象者とししない。

- (1) 別表補助対象研修等の欄に掲げる研修等（以下「研修等」という。）を修了・取得した者で、研修等を修了・取得して以後、介護サービス事業所で3月以上継続して就労している者
- (2) 補助金の交付申請日から遡って3月の間の就労時間が週平均25時間以上である者。ただし、就労時間の算出には、複数の介護サービス事業所で就労した時間を合算できるものとする。
- (3) 補助金の交付申請日の属する年度又は前年度に研修等を修了・取得した者。ただし、介護福祉士の資格の取得においては、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。）第40条に規定する介護福祉士試験に合格し、同法第42条第1項に規定する登録を受け、同条第2項において準用する同法第30条の規定による介護福祉士登録証の登録年月日をもって当該資格を取得したものとみなす。

第4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、別表に定める経費で、市長が適当と認めるもの（以下「補助対象経費」という。）とする。

第5 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で、次の各号により算出された額を交付するものとする。ただし、該当する介護従業の補助対象研修等ごとに算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 介護サービス事業者が負担・支援した別表補助対象経費の欄に掲げる補助対象経費の実支出額を算出する。
- (2) (1)により算出された額に別表補助率の欄に掲げる補助率を乗じた額と別表補助基準額の欄に掲げる補助対象研修等ごとに定める補助基準額とを比較していずれか少ない方の額を交付する補助金の額とする。

第6 交付申請

補助対象者が交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、調布市介護職員研修受講費等補助金交付申請書（第1号様式）による交付申請書等を市長に提出しなければならない。

第7 交付又は不交付決定等

市長は、第6の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、調布市介護職員研修受講費等補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）別記第2号様式により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付の決定に当たって、必要な条件を付することができる。

第8 請求等

第7第1項の規定により交付の決定を受けた者は、別に定める請求書により、市長に補助金の支払を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に、当該申請者が指定する金融機関の口座に振り込みの方法により補助金を支払うものとする。

第9 交付決定の取消し等

市長は、当該申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

第10 書類の整備保管

当該申請者は、補助金並びにこの補助金の交付に係る予算及び決算の内容を明らかにした関係書類を整備し、これを補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

第11 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年8月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第3，第4，第5関係）

補助対象研修等	補助対象経費	補助率	補助基準額
①介護職員初任者研修 ②介護福祉士実務者研修 ③介護福祉士資格	受講料，教材費，実習費， 補講料，模擬試験代，受験 手数料，資格登録料等 （登録免許税等を除く。）	10分の10	一人当たり ①8万円 ②10万円 ③10万円

第1号様式（第6関係）

略

第2号様式（第7関係）

略